

藤岡市農業委員会
令和5年第3回
定例会議事録

令和5年3月3日招集

令和5年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和5年3月3日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第3回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 15号 農地法第3条の規定に係る競売農地買受適格証明願について
議案第 16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 17号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
報告第 5号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 6号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 1番 秋山 幸夫 | 2番 宮澤 一夫 | 3番 清水 文江 | 4番 浦部 隆 |
| 5番 浅見 健司 | 6番 折茂 新一 | 8番 関根 隆雄 | 9番 折茂 高弘 |
| 10番 金澤 貞夫 | 11番 岩下 次夫 | 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 |
| 14番 福田 俊太郎 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（6名）

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 4番 根岸 和也 | 6番 清水 淑朗 | 9番 眞下 篤夫 | 14番 堀越 昭彦 |
| 16番 山田 武房 | 17番 川村 信行 | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会13時29分）

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第3回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の小会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願いいたします。12月の定例会で、事前着工が確認さ

れたことにより保留となっている三波川の2案件について、2月の定例会にて再審査を行い、「保留とし原状回復を求める」こととなりました。申請者が原状回復を行い、事務局が現地確認を行いましたので、本定例会にて報告し再審査をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和5年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。6番折茂委員、8番関根委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとなりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時35分)

(再開14時33分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は、市外のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地5筆、面積3,978㎡を競売にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、藤岡のIさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地2筆、面積1,714㎡を競売にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、神田のIさんが、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地1筆、面積1,923㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第12号 整理番号1番から3番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第12号 整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第12号 整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第12号 整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第12号 整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第12号 整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第12号 整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外の法人が、東平井の農地を農地改良のために一時転用するもので、農地5筆、面積は4,757㎡、農地区分は農振として判断されますが、農地改良をおこなう一時転用のため、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外のAさんが、鬼石の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地3筆、面積は512㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 13 号 整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 13 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 13 号 整理番号 1 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 13 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 13 号 整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 13 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番と 4 番の 2 件です。整理番号 3 番は、藤岡の I さんが、上日野の農地を山林用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 3,265 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、藤岡の I さんが、上日野の農地を山林用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 515 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 13 号 整理番号 3 番と 4 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 13 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第13号 整理番号3番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号 整理番号4番は許可と決定します。続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、藤岡市（都市施設課）が、立石の農地を寄附で取得し、公園用地として転用するもので、農地1筆、面積は829㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、立石新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は1,222㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、東平井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は1,785㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市内の法人が、東平井の農地を売買で取得し、露天重機置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地1筆、面積は399㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市内の法人が、白石の農地を売買で取得し、農業用資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は1,395㎡、農地区分は農振として判断されますが、農業用資材置場用地として農振の軽微変更を同時におこなっています。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります

議長 議案第14号 整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 14 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番と 7 番の 2 件です。整理番号 6 番は、藤岡の K さんが、下戸塚の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 427 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、藤岡の N さんが、東平井の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 289 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります

議長 議案第 14 号 整理番号 6 番と 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。が、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 14 号 整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号 整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定に係る競売農地買受適格証明願について上程します。事務局より説明願います

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 15 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号 農地法第 3 条の規定に係る競売農地買受適格証明願について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定に係る競売農地買受適格証明願については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 16 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、整理番号 1 番から 7 番を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、整理番号 1 番から 7 番は、原案のとおり決定します。次に、整理番号 8 番から 19 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、整理番号 8 番から 19 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第16号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、整理番号8番から19番を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について整理番号8番から19番については、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、議案第17号 農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第17号について事務局の説明が終わりましたが、はじめに議案書10ページ整理番号1番と2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、整理番号1番と2番について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、整理番号1番と2番については、そのように決定します。次に、議案書10ページ整理番号3番から6番について審議に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、整理番号3番から6番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、整理番号3番から6番について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、整理番号3番から6番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に、議案書10ページ整理番号7番から13番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案書10ページ整理番号7番から13番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、整理番号7番から13番については、そのように決定します。続きまして、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第18号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第18号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第5号・6号を一括して上程します。事務局より説明願います

(説明終了)

議長 ただ今、報告第5号・6号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、そのように決定します。続きまして、第2回定例会にて「保留とし原状回復を求める」ことに決定されました令和4年第12回定例会、議案第66号農地法第5条の規定による許可申請、整理番号6番と7番の案件について、事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今より休憩いたします。

(休憩 15:10)

(再開 15:11)

議長 休憩をといて会議を再開します。事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。令和4年第12回定例会議案第66号整理番号6番と7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。令和4年第12回定例会議案第66号整理番号6番と7番については、面積が3,000㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。以上をもちまして、令和5年第3回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 15時12分)